

住民票の郵送交付申請書（FAX申請は不可）

（あて先）横手市長

※太枠の中をすべて記入してください

① 請求者（委任状のある方は代理人が請求者です）

		令和 年 月 日	
住所	〒	ふりがな 氏名	
☐ ←添付書類の原本還付を希望する方はこちらにチェックしてください。		生年月日	年 月 日
電話番号（日中の連絡先）※必ず記入ください。 自宅・携帯・勤務先 Tel （ ）			

② どなたの証明が必要ですか

住所	☐ 申請者に同じ 横手市		
氏名	生年月日 年 月 日	男・女	関係 ☐ 本人 ☐ 同一世帯員 ☐ 代理人（委任状のある方） ☐ その他（③に使用目的を記入）

住民票一部 （200円）	通	住民票に記載してほしい項目はありますか （空欄の場合は省略されます）	
住民票世帯全員 （200円）	通	本籍・筆頭者 ☐ 表示する ☐ 省略する	※住民票コード ☐ 表示する ☐ 省略する
		世帯主・続柄 ☐ 表示する ☐ 省略する	※マイナンバー ☐ 表示する ☐ 省略する

※ 請求できるのは本人または同一世帯員のみ

③ 関係が「その他」の方は下記に使用目的を記入してください

☐ 権利行使・義務履行のため ☐ 国または地方公共団体の機関に提出するため ☐ その他

--

【記入例】

請求者（東京太郎）は秋田花子に対し、平成18年4月1日、弁済期を平成20年4月1日として500万円を貸し渡したが、300万円が未返済のまま、秋田花子が転居した。貸付金の返済を求めるため、新住所の住民票が必要である。

（注意事項）

※ 請求した証明書は、原則、住民登録している住所以外には送付できません。

※ 使用目的によっては請求に応じられない場合があります。

※ 申請書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。

※ 偽りその他不正な手段により戸籍証明書等の交付を受けたときは、30万円以下の罰金が科されます。

※ 手数料はお釣りの無いようにお願いします。

※ 法人が請求者になる場合は、添付書類等が異なります。

申請に必要な書類

① この申請用紙
② 代理人が請求する場合は本人からの委任状
③ 関係が「その他」の方が請求する場合は権利・義務関係等を確認できる書類（借用書・ローン契約書等の写し）
④ 請求者の運転免許証や保険証等の写し（両面のコピー）
⑤ 手数料分の「定額小為替」（郵便局で購入してください。小為替には氏名等は記入しないでください。）
⑥ 返信用の封筒（あて先を記入し、切手を貼ったもの）
※速達の場合は郵送料金＋速達料金分の切手を貼り、封筒に「速達」と明記

（申請書の送付先）〒013-8601 秋田県横手市中央町8番2号 横手市役所 市民課 戸籍係 Tel0182-35-2176